**平成３０年（フ）第１０４０号**
北海道深川市三条６－４
債務者　板倉　　大
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　　保
4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１０４６号**
東京都世田谷区南烏山６丁目11―２―104
債務者　帖佐　征一
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　智幸
4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１０４７号**
埼玉県富士見市ふじみ野西１丁目４－２　ルシーダⅡ　106
債務者　鶴山　博樹
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋元　紀子
4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第５１号**
新潟市西区大野町3748番地
債務者　遊びＢＡＲ　ＪＯＫＥＲことＪＯＫＥＲ’Ｓ　ＢＡＲこと　堀内　　潤
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　　竜
4　破産債権の届出期間　平成30年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４４５号**
鹿児島県鹿児島市三和町18番24―65号
債務者　田原　　弘
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨満　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第６１号**
兵庫県朝来市和田山町平野81番地　青雲荘10号室
債務者　友成由紀子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅村　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２９年（フ）第６２号**
兵庫県朝来市和田山町平野81番地　青雲荘10号室
債務者　友成　高輝
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅村　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成３０年（フ）第７号**
兵庫県加西市北条町黒駒114―22、住民票上の住所兵庫県多可郡多可町加美区轟325番地
債務者　谷田　浩壽
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２９年（フ）第３２２号**
香川県高松市神在川窪町93番地３
債務者　角陸　武志
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相本　茉樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成３０年（フ）第２号**
石川県輪島市山岸町27の１番地
債務者　寺田眞美江
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月15日まで
金沢地方裁判所輪島支部

**平成３０年（フ）第３３号**
北海道北斗市七重浜７丁目７番33号
債務者　高谷　　亨
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
函館地方裁判所

**平成３０年（フ）第１１号**
三重県鳥羽市小浜町300番地57　戸田家（第５棒誠寮）201号
債務者　大形　由二
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成３０年（フ）第１号**
島根県出雲市東神西町69番地
債務者　伊藤　ルミ
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２９年（フ）第３４７号**
高知市桟橋通３丁目18番13号
債務者　百田　篤司
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第３６９号**
高知市大津乙898番地５　コーポＭＩＫＩ303
債務者　飯田　雅志
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
高知地方裁判所破産係

**平成３０年（フ）第８号**
高知市百石町２丁目２番７号　タウンハイツ１Ｄ
債務者　武田　瑞穂
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
高知地方裁判所破産係